

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

千葉県立千葉女子高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、校内に設置する給付奨学生採用候補者選考会議*に諮った上で、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

* （教頭、3 学年職員、総務部奨学金担当者で構成）

以下の(1)～(4)のすべての基準に該当するものを選考対象者とする。

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度、行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること。

- ①定期または臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について

以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ①調査書における2年生までの評定平均値が「A」(4.3~5.0)に該当する。
- ②部活動、生徒会活動、ボランティア活動等で大変優れた成果を収め、評定平均値が「B」(3.5~4.2)に該当する。
- ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し又は進学後の修学に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある。

(4) 家計について

生計を維持するものが、以下の①、②のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること)、生活環境等を勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①課税証明書に記載の市区町村民税所得割額が0円であること。
- ②奨学金申し込み日現在において生活保護を受給していること。
- ③児童福祉法上の措置として、生徒が18歳時点で以下の施設等に入所等していた又はしていることが見込まれること。

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を営む者、里親